

民間施設 駐車場管理者の皆様

富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度 ご協力をお願い

車椅子使用者や障害がある方など歩行が困難な方に配慮して設けられた駐車区画を円滑に優先利用できるよう、制度に協力いただける駐車区画での駐車時に、県が交付する車内掲示用の利用証により優先利用となる方であることを誰もが確認できる制度を、令和2年4月1日から始めます。

※一般的に、パーキング・パーミット制度といわれている制度です。

富山県における制度の内容

① ご協力いただける各施設管理者の皆様には、この制度の協力駐車区画を設置・表示していただきます。（表示は、県が送付させていただく案内表示用ステッカーをカラーコーンや看板などに表示していただきます。）

② 協力駐車区画の優先利用の対象となる方を示す利用証を、県が交付します。

※制度を相互利用する他県の状況を踏まえ、利用証（車椅子使用者以外）対象者の範囲を設けて、利用証を交付。

③ 制度の対象駐車区画を利用する際に、車内に利用証を掲示していただくことで、誰もが適正利用を確認でき、それによってマナー向上を図る制度です。

・本制度の対象となる駐車区画には下記の2種類があります。

（1）「車椅子使用者優先区画」…車椅子使用者が優先して利用。

（障害者等用区画が使用できないときは車椅子使用者以外の障害者等も使用できる。）

（2）「障害者等用区画」…車椅子使用者以外の障害者等が利用。

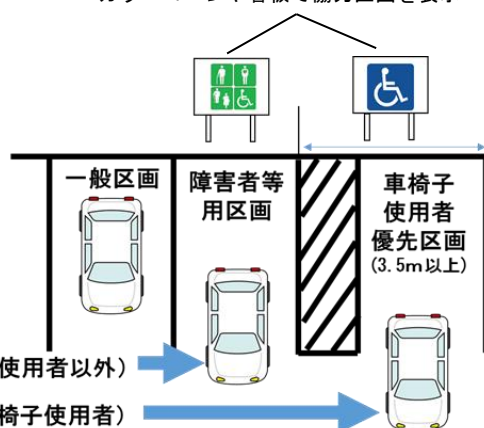
・すでに独自に配慮駐車区画を設置されている施設におかれましても、利用者ニーズを踏まえ、可能な範囲の区画数について、ぜひ本制度へのご協力と、障害者等用駐車区画の増加についてご検討ください。

※ご協力いただける施設の一覧表を、富山県厚生企画課のホームページに掲載する予定です。

※制度の概要については富山県 HP まで 「富山県ゆずりあいパーキング」で

HP には制度運用の手引き・協力届出書も掲載しております。

カラーコーンや看板で協力区画を表示



この制度には各施設の皆様のご協力が必要不可欠です。

ぜひ制度へのご協力をお願いいたします。

また、制度運用の手引きを用いて説明会を開催いたします。別途ご案内いたしますので、制度における手続きや運用等のご確認にご活用ください。

<事務担当>

富山県厚生企画課地域共生福祉係

電 話：076-444-3197